

1. 総論について

- ① 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出等も行わない場合、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題について、いかに考えるか。
- ② 国等からも訴え提起等ができる仕組みを考えるべきか。
- ③ ②の場合、地方自治の観点から、いかなる配慮が必要か。

検討の視点（案）

- 法治主義の観点から、いかに考えるか。
(法治主義は、法律による行政の原理（行政は法律に従わなければならない）という考え方であり、憲法の要請である権力分立主義の当然の帰結であると考えられるが、いかに考えるか。)
- 地方分権の推進の観点から、いかに考えるか。
(地方分権は、国から地方への権限移譲の推進、国の地方に対する義務付けや関与の整理・合理化、補助金等による財政統制の緩和を進め、地方の自主性・主体性を高めようとする取り組みである。地方分権が推進される中で、あるいはこれを更に推進する観点から、「国等からも訴え提起等ができる仕組み」を、どのように考えるか。)
- 国と地方の基本的関係、地方自治の観点から、いかに考えるか。
(「国等からも訴え提起等ができる仕組み」は、「国の関与」の新設ではないが、国と地方の基本的関係に関するものであり、地方自治の観点から、いかに考えるか。)

参考 地方分権改革推進法（抜粋）

(地方分権改革の推進に関する国の施策)

第5条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(財政上の措置の在り方の検討)

第6条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第1項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。